

## 建設現場における「快適トイレ」設置試行要領

### 1 目的

佐賀県は、建設現場を男女ともに働きやすくするために、環境整備を進めている。

また、職場環境の改善を図ることが、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与すると考えている。

このため職場の環境改善の一環として、建設現場において男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という）の設置を本要領により試行する。

### 2 試行対象工事

当面の間、県土整備部、地域交流部及び農林水産部関係機関で発注する工事とする。

### 3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める標準仕様」「（２）快適トイレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。

なお、女性が現場で働く場合は、男女別に設置するものとする。

#### （１）快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】

洋式便座

水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

臭い逆流防止機能

容易に開かない施錠機能

照明設備

衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

#### （２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】

現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

鏡と手洗い器

便座除菌シート等の衛生用品

#### （３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

擬音装置（機能を含む）

着替え台

臭気対策機能の多重化

室内温度の調整が可能な設備

小物置き場等（トイレトーパー予備置き場）

#### 4 試行の流れ

##### 【発注時】

( 1 ) 発注者は、特記仕様書に快適トイレ設置試行対象工事であることを明記する。

##### 【試行工事の契約後から竣工まで】

( 2 ) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

設置しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

( 3 ) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に工事打合せ簿にて提出するものとする。

( 4 ) 監督員は、設置された快適トイレを現場（やむをえない場合は机上）にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

( 5 ) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。

( 6 ) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は別添1「快適トイレ積算参考資料」による）

( 7 ) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を工事打合せ簿綴りに保管する。

#### 5 費用の計上

( 1 ) 快適トイレの設置は受注者希望型であるため、費用確定後変更設計にて計上する。

( 2 ) 受注者から提出された見積りをもとに、通常トイレとの差額を営繕費に計上する。

( 3 ) 積算の方法については、別添1「快適トイレ積算参考資料」によるものとする。

附則（H29.3.31建設技第2248号）

この要領は、平成29年4月10日以降に公告する工事から適用する。

附則（H30.7.26建設技第783号の1）

この要領は、平成30年7月30日以降に公告する工事から適用する。

附則（R2.7.6建設技第482号の1）

この要領は、令和2年7月30日以降に公告する工事から適用する。

附則（R3.9.24建設技第2133号の1）

この要領は、令和3年10月30日以降に公告する工事から適用する。